

給付年金コーナー

『ねんきんネット』をご利用ください

『ねんきんネット』は、お客様がインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

『ねんきんネット』で出来ること

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の確認
- 日本年金機構から郵送された各種通知書の確認
- 電子版『ねんきん定期便』の閲覧 など

『ねんきんネット』をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができます。

『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

特別障害者手当・障害児福祉手当について

特別障害者手当

- 手当を受給できる方
20歳以上の在宅の重度障害者であって、日常生活において常時特別の介護を要する方
・身体障害者手帳の1級から2級程度の障害が2つ以上重複している方
・身体障害者手帳の1級から2級程度の障害が1つと3級程度の障害が2つ以上重複している方
・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作が全介助に近い状態であると認められる方
・内部障害等で、安静度が絶対安静の方
・精神障害（知的障害を含む）で日常生活能力が全介助に近い状態であると認められる方
- 支給の対象とならない方
・病院等に継続して3か月を超えて入院している方
・施設等に入所している方
・本人又は同居の親族の所得が一定以上ある方
- 支給月額
27,350円（2,5,8,11月に3か月を合算した額を支給）

障害児福祉手当

- 手当を受給できる方
20歳未満の在宅の重度障害児であって、日常生活において常時介護を必要とする方
・身体障害者手帳の1級の一部又は2級の一部の障害を有する方
・知的障害であって障害者手帳A相当の方
・精神障害、血液疾患等で上記と同程度の障害を有する方
- 支給の対象とならない方
・施設に入所している方
・障害を支給事由とする公的年金を受給している方
・本人又は同居の親族の所得が一定以上ある方
- 支給月額
14,880円（2,5,8,11月に3か月を合算した額を支給）

問合せ 長瀬町役場 健康福祉課 福祉担当 ☎0494・66・3111 内線135
埼玉県秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎0494・22・6228

2月の納期

- | | |
|--|---|
| ●町県民税 ■特別徴収（第6期分）※今月支給される年金から天引きされます。 | ●後期高齢者医療保険料 ■普通徴収（第8期分） ■特別徴収（第6期分）※今月支給される年金から天引きされます。 |
| ●固定資産税（第4期分） | ●介護保険料 ■普通徴収（第8期分） ■特別徴収（第6期分）※今月支給される年金から天引きされます。 |
| ●国民健康保険税 ■普通徴収（第8期分） ■特別徴収（第6期分）※今月支給される年金から天引きされます。 | 納期限は2月28日(月)です。口座振替の場合は2月28日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。 |

広報1月号記事に関するお詫びと訂正

正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

(正) ●町県民税
■普通徴収（第4期分）

(誤) ●町県民税
■特別徴収（第4期分）

町県民税 税務会計課 課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線112
固定資産税 税務会計課 課税担当 内線113
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課 介護保険担当 内線128

問合せ 役場 ☎66・3111